

介護サービス事業所 各位

郡山市介護保険課長
郡山市地域包括ケア推進課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について(通知)

介護サービス事業所におかれましては、日頃より高齢者福祉に御尽力いただいておりますことに御礼申し上げます。

これまで、適切な感染防止対策の徹底と利用者への必要なサービスの継続的な提供についてお願いしてきたところですが、本日より、いわき市に続き本市がまん延防止等重点措置の対象区域に指定されたことを踏まえ、さらなる徹底をお願いいたします。

特に、介護サービスは、高齢者やその家族にとって健康や生活を維持するために非常に重要なものです。

これまで、介護サービスの継続的な提供については国からも度々注意喚起がなされており、本市でも Q & A 等をお知らせしてきたところですが、感染症対策を理由に利用者が必要なサービスを受けられないという事態に陥らないよう特に御留意願います。

なお、事業所が休業要請等以外の理由により利用自粛依頼を行った場合には、下記のとおり報告することとなっておりますので、利用者へ利用自粛依頼をした場合には引き続き報告をお願いします。

また、濃厚接触者等（濃厚接触者と同居する利用者を含む）に対するサービス提供等に係る衛生物品が不足している場合については、随時郡山市介護保険課まで御相談ください。

記

- | | |
|--------|--|
| 1 対 象 | 郡山市からの要請によらず、感染防止の観点等の理由から、事業所又は設置者の自主的な判断により次の内容を実施した場合
(1) 臨時休業又は営業日若しくは営業時間の縮小
(2) 利用者本人に体調悪化等の症状がなく、また、濃厚接触者でないにも関わらず、本来利用しているサービスの利用自粛を依頼した場合（通所系事業所で代替措置（訪問サービス）を行った場合を含む） |
| 2 報告様式 | 別添のとおり |
| 3 対象期間 | 令和 2 年 3 月 14 日以降 |
| 4 報告時期 | 1 (1)又は(2)を実施した場合、 <u>速やかに</u> 報告願います。 |

- 5 報 告 先 介護保険課管理係（電話：024-924-3021 FAX：024-924-8971）
- 6 そ の 他 (1) 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所における取扱いについて 介護サービス事業者宛 Q & A 集」を添付いたします。
（追加修正はありません）
- (2) 新型コロナウイルス関連の情報については、厚生労働省ウェブサイトをご覧くださいとともに、国等や本市通知についてまとめたものを郡山市ウェブサイト上でも掲載していますので、定期的にご確認ください。
- ※〔新型コロナウイルス感染症に関する介護保険関連情報〕
- ・[〔トップページ〕 > 〔健康・福祉〕 > 〔福祉・介護〕 > 〔介護保険〕 > 〔介護サービス最新情報〕 > 〔新型コロナウイルス感染症に関する介護保険関連情報〕](#)

【事務担当】 保健福祉部介護保険課（電話：024-924-3021）
保健福祉部地域包括ケア推進課（電話 024-924-3561）